

知っておきたい 税金あれこれ No.9

(隔月発行)



OAG税理士法人

資産税部

新宿区左門町3番地1 左門イレブンビル5階

TEL: 03-3356-9616 FAX: 03-3356-1100

URL <http://www.oag-tax.co.jp>

名義のみ借りている株式についての課税

ご自身が経営する会社の株主が、本人や親族、知人、従業員などになっているものの、実際には名義のみを借りて社長が出資していることが時々あります。こんな時、社長に名義を変更したり社長に相続が発生した場合、課税上どのようなことが問題となるのかを考えてみます。

判断は難しいのですが、次のような観点から検討することがよいと思います。

- ① 出資（設立時、増資時）の状況が客観的に判定可能か（銀行口座の動き等で判断できるか）。
- ② 株券は発行しているか。発行している場合、その名義は誰になっているか。
- ③ 株券は誰が保有しているか。
- ④ 株主台帳上の名義は誰になっているか。
- ⑤ 配当が行なわれている場合、その配当は誰が受取っているか。受領印は誰のものか。
- ⑥ 配当が行なわれている場合、支払調書は誰の名前になっているか。
- ⑦ 配当について誰が所得税の申告を行なっているか。
- ⑧ 出資をせずに株主になっている方が贈与税の申告を行なっているか。
- ⑨ 出資をせずに株主になっている方は株主であることの認識があるか。
- ⑩ 出資時から現在までどの程度の期間が経過しているか。
- ⑪ 名義人の方から買取請求のようなものがなされているか。
- ⑫ 株主総会の通知は誰に出しているか。
- ⑬ 株主総会の出席者の状況はどうか。

以上を踏まえると、基本的に出資の状況を極力明確に証明できれば、名義を社長に変更しても課税関係は起きないと考えられます。また、現在の状態で相続が発生すれば、実際に出資していない方の株式も社長の相続財産として申告対象となるでしょう。ただし、既に贈与済みであれば相続財産には含まれないことになります。

被相続人の配偶者が相続財産を仮装・隠ぺいした場合、「配偶者に対する相続税額の軽減」規定の改正

配偶者に対する相続税については、被相続人亡き後の配偶者の生活保障や、被相続人の財産形成に配偶者が貢献をしたことなどを考慮して、次の算式で計算した金額の相続税額を控除できることとなっています。

$$\text{相続税の総額} \times \frac{\text{課税価格の合計額のうち、配偶者の法定相続分 (1億6千万円に満たないときには、1億6千万円) と 配偶者が実際に取得した金額のいずれか少ない金額}}{\text{課税価格の合計額}}$$

なお、配偶者が相続財産を仮装・隠ぺいし、後に税務調査でこれらの財産が発見され、配偶者がこの財産を取得した場合には、配偶者分として増加する相続税額について、上記の算式の規定を適用できませんでした。ただし、配偶者以外の相続人、例えば、息子がこの財産を取得した場合には、息子は仮装・隠ぺいをしなかったことから、配偶者分として増加する相続税額について、上記算式の規定を適用できるとされ、相続税額が軽減されていました。

しかしながら、平成19年4月1日以後に開始する相続について、配偶者以外の相続人がこの財産を取得した場合にも、配偶者は、その増加する相続税額について、上記算式の規定を適用することができなくなりました。

その結果、相続財産について仮装・隠ぺいをし、発見された場合には、重加算税（増加する相続税額の35%）と合わせて、非常に重い負担が生じますので、注意してください。

